

# 文化財保護



**箱根交通安全母の会**（会長 岡野恵美）が永年にわたる朝の児童への街頭指導など、地域での交通安全の推進に尽力した功績により全国交通安全母の会会長表彰を受けました。

**箱根明星中学校 鎌倉さん**  
文化財保護  
ポスター  
**最優秀賞受賞**

神奈川県教育委員会が「第35回文化財保護ポスター」を県内の中学生を対象に募集したところ、箱根明星中学校3年生鎌倉光司さんの作品が、「わたしたちの文化財部門（応募数462作品）」の最優秀賞に選ばれました。また、鎌倉さんは11月5日に鎌倉市鎌倉生涯学習センターで行なわれた表彰式で表彰を受けました。

このポスターは県指定無形民俗文化財「湯立獅子舞」（宮城野）を題材としており、文化財保護啓発用ポスターとして印刷され、県内の文化施設、寺社、中学校などに広く掲示されます。

また、ほかの入賞作品とともに、11月1日から11月26日までの間、小田原市立かもめ図書館など3会場で開催された文化財保護ポスター展でも展示されました。

**「災害時における医薬品の調達に関する協定」を締結**

10月17日、町と社団法人小田原薬剤師会（会長 石井理美）の間で「医薬品等の調達に関する協定」を締結しました。

この協定は、町の災害用医薬品の備蓄に加え、災害発生によつて不足する医薬品・衛生材料・町が指定する薬物の調達を薬剤師会に要請し、優先的な確保と安定供給を図ることを目的としたものです。

**「空き地などの未然防止策」**

土地所有者には管理責任があります。土地の所有者（占有者または管理者）には、その土地の管理責任を果たす義務がありますので、不法投棄された物は土地所有者に撤去をお願いします。

大切なのは捨てられない環境をつくることです。自分の土地には、よく足を運び管理を徹底してください。管理が行き届いていないと思われる時、ごみを捨てられやすくなります。

**「空き地などの未然防止策」**

●草が生い茂らないよう定期的に草刈を行う。  
●外部からごみを投げ捨てられないようフェンスや柵を設置する。

不法投棄を発見したとき  
投棄場所や投棄物の種類を環境課または小田原警察署 ☎0465-32-0110へ通報してください。

照会先 環境課 ☎5-9565

# 不法投棄

## しない！させない！ゆるさない！



自然が豊かな本町では、山間部を中心とした不法投棄が後を絶ちません。特に、年末や年度末には、清掃活動が盛んになることから、企業や家庭から大量の廃棄物が排出される傾向にあります。

ここ数年では、産業廃棄物だけでなく、家庭ごみの不法投棄が多く見受けられます。

**不法投棄やポイ捨ては犯罪です**

不法投棄は、景観を損なうだけでなく、環境破壊や地球汚染など私たちの生活に悪影響を与える犯罪です。不法投棄者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。（法人に対しては、1億円以下の罰金）

**皆さんで箱根を守る**

町では、啓発看板の設置や監視パトロールを行っているほか、投棄者が特定できる物を探して警察に捜査依頼をしています。行政の取り組みだけでは、限界があります。

不法投棄を未然に防止するには皆さんに監視の目を光らせていただきます。

**選挙管理委員会委員決まる**

任期満了による町選挙管理委員会委員の選挙は、町議会9月定例会で行われ、4人の委員が決まりました。

今後、委員の方々は、4年間の選挙の管理にあたります。なお、選任後最初に開かれた選挙管理委員会で、委員長などが次のとおり決まりました。

（敬称略）

委員長 松本健次  
同職務代理者 勝亦秀一  
委員 安藤英夫  
委員 メ木一壽

**自治基本条例策定委員決まる 策定作業が本格始動**

10月18日、第1回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会を開催しました。会議に先立ち各種団体から推薦された方々へ、委嘱状の交付を行った後、委員の互選により正副委員長を選出し、策定作業は本格的に始動しました。

策定委員の構成は、次のとおりです。（敬称略・50音順）

委員長 芝 和道  
副委員長 小川智通  
委員 飯田 慶  
委員 川口延明  
委員 小林玖仁子

## かながわ地球環境保全ポスターコンクールで最優秀賞を受賞！

宮城野小学校3年生の坂本佳奈美さんが、平成18年度かながわ地球環境保全ポスターコンクール小学校低学年の部で最優秀賞を受賞しました。



## 環境センターに

**ごみを持ち込む際の 料金が変わります。**

平成19年4月1日から粗大ごみ処理施設に一般廃棄物を持ち込んだ際の処理手数料(持込料金)を次のとおり改定します。

現 行	改 定 後
一度に100kg 以上 持ち込んだ場合 1kgにつき 5円	持ち込み量の 多少にかかわらず <b>1kgにつき 10円</b>

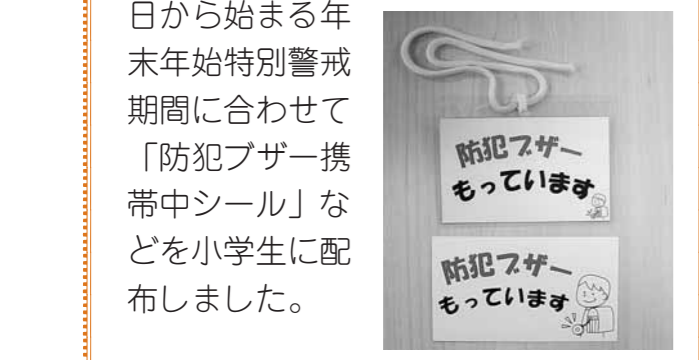
**処理手数料(持込料金)の対象となる廃棄物**

①粗大可燃ごみ…そのままの大きさでは焼却できないもの  
②粗大不燃ごみ…金属またはガラスを主な材質とする一辺が50cmを超えるもの  
③不燃ごみ…金属またはガラスを主な材質とする一辺が50cm以下のもの  
④ペットボトル

照会先 環境センター ☎3-6596

## 防犯ブザー持ってるよ

小田原地方防犯協会箱根支部（会長・窪澤吉幸町自治会連絡協議会長）では、平成16年から町内の小中学生を対象に防犯ブザーを貸与していますが、児童の犯罪被害を未然に防ぐため、12月1日から始まる年末年始特別警戒期間に合わせて「防犯ブザー携帯中シール」などを小学生に配布しました。



**自治基本条例をテーマに「まちづくり講演会」**

また同日、「みんなで創る自治基本条例」をテーマに、四日市大学教授の岩崎恭典さんによる「まちづくり講演会」を開催しました。当日は、条例策定委員をはじめ、町民や町議会議員の皆さん、職員など約100人が出席し、「自治基本条例とはどういうものか、なぜ自治基本条例が必要か」などについて、理解を深めました。

清野正子  
高島和之  
田崎吾郎  
松坂宣彦  
村上政司

なお、条例素案の策定にあたり、検討内容については、順次お知らせします。

**みんなで創る自治基本条例をテーマに「まちづくり講演会」**

また同日、「みんなで創る自治基本条例」をテーマに、四日市大学教授の岩崎恭典さんによる「まちづくり講演会」を開催しました。当日は、条例策定委員をはじめ、町民や町議会議員の皆さん、職員など約100人が出席し、「自治基本条例とはどういうものか、なぜ自治基本条例が必要か」などについて、理解を深めました。

